

# 横浜緑園高等学校の部活動に係る活動方針

## 【本方針策定の趣旨等】

部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長や自主性、協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われる必要がある。

この様なことから教育的価値の高い部活動の在り方について、過度の練習を行うことに起因する障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう策定・改定された「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則り、「横浜緑園高等学校の部活動に係る活動方針」を策定した。

## 1. 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営の方針を検討し作成する。
- イ 顧問の教員及び部活動指導員(以下「部活動顧問」という。)は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。
- ウ 部活動顧問は、活動方針や活動時間、場所、年間の経費等について、保護者・生徒に明示し理解をえること。その際、保護者説明会等を設けるなど、可能な限り、適切な機会を設け説明するものとする。
- エ 校長は、活動方針や活動計画(活動日、休養日、参加予定の大会日程等)を学校のホームページへの掲載等により公表する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいから、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行う。
- イ 校長は、年間指導計画、活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行う。
- ウ 部活動顧問は複数名配置することを原則とし、部活動顧問間や部活動インストラクター等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。
- エ 部活動顧問は、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援する。
- オ 部活動顧問は、日常の運営、指導に関して、校長の指導のもと、部活動顧問間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努める。

## 2. 合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心は活動として留意する。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶することを目指すものとする。

### 3. 適切な休養日の設定

部活動においては、成長期にある生徒の過度の練習を行うことに起因する障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日を確保することが必要との趣旨により、以下の点を考慮する。

- ・原則として週当たり平日1日以上、週休日1日以上の休養日を設け、年間104日（平日52日、週休日52日）以上の休養を設定する。
- ・各部活動の状況により定期的な休養日の確保が難しい場合は別の日へ振り替えることも可能とするが、その際ひと月のうち平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上の休養日を設ける。
- ・長期休業中の休業日の設定については、生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるように努める。

### 4. 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

#### (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

大会やコンクールの結果、成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を養うこと及び生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、学校においては「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置し、活動環境の整備を行う。

#### (2) 地域との連携等

校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備に努める。

また、校長は学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すように努める。

### 5. 学校単位で参加する大会の見直しについて

校長は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、参加する大会等を精査する。

### 6. 取組の検証

本指針に示す部活動に係る取組については、年度ごとに取組状況を把握し、検証するとともに、その結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。

### 7. 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

—以上—